【規程番号　行法Ⅲ－017】

学校法人行吉学園永年勤続表彰規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園表彰規程第４条第２項の規定に基づき、永年勤続に関する表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定める。

（表彰の対象者）

第２条　表彰は、就業規則第 2 条に定める専任の教職員（以下「教職員」という。）であって、次の各号のいずれかに該当し、勤務成績が良好な者について行う。

(1) 創立記念日において、本学園における教職員としての勤続期間（以下「勤続期間」という。）が 25 年に達する者

(2) 創立記念日において、本学園における教職員としての勤続期間が 35 年に達する者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰を行わない。

(1) 表彰日に在籍しない者

(2) 表彰日において懲戒処分を受けた日から 3 年を経過しない者

(3) 表彰日において欠勤、休職及び休業の期間が終了してから 1 年を経過しない者

(4) その他、学園が表彰することを適当でないと認めた者

（表　彰）

第３条　表彰は、１人の教職員について１回とする。ただし、前条第１項第１号に該当する者として表彰された者が、同第２号に該当することになった場合には、この限りではない。

（表彰の方法）

第４条　表彰は、理事長が表彰状を授与することにより行う。

２　表彰にあわせて、記念品を贈呈する。

（表彰の日）

第５条　表彰の日は、創立記念日（11 月 11 日）とする。

（勤続期間の計算）

第６条　勤続期間の計算は、本学園の教職員となった日の属する月から起算し、表彰の日が属する月まで引き続き勤務した月数とする。

２　学園の要請により、他の大学及び機関等に在籍出向した期間は、勤続期間に通算する。

３　欠勤、休職及び休業期間は、勤続期間から除算する。

（事務の所掌）

第７条　この規程に関する業務は、総務課（総務人事担当）が所掌する。

（補　足）

第８条　この規程に定めるもののほか表彰の実施に必要な事項は、理事長が定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）